

I 病害虫部門

1 微生物農業展示ほ調査基準（共通）

A 微生物による病害防除

1 種子消毒剤

特に指示がある場合を除き、通常の種子消毒試験法に準じて試験を行い、特に特別な処理、調査は必要ない。ただし、併用する他の農薬（生物農薬を含む）や、最終調査時までには処理した薬剤、薬害等の変化については適宜調査し記録する。

2 地上部病害防除剤

特に指示がある場合を除き、発病前から試験を開始し、複数回の連続処理を行う。調査等は通常の試験方法に準じて行う。ただし、併用する他の農薬（生物農薬を含む）や、最終調査時までには処理した薬剤、薬害等の変化については適宜調査し記録する。

3 土壌消毒剤

特に指示がある場合を除き、通常の試験方法に準じて行う。ただし、併用する他の農薬（生物農薬を含む）や、最終調査時までには処理した薬剤、耕起などの作業、薬害等の変化については適宜調査し記録する。

B 微生物による害虫防除

1 地上部害虫防除剤

特に指示がある場合を除き、発病前もしくはごく発生初期から試験を開始し、複数回の連続処理を行う。調査等は通常の試験方法に準じて行う。ただし、併用する他の農薬（生物農薬を含む）や、最終調査時までには処理した薬剤、薬害等の変化については適宜調査し記録する。

2 土壌消毒剤

特に指示がある場合を除き、通常の試験方法に準じて行う。ただし、併用する他の農薬（生物農薬を含む）や、最終調査時までには処理した薬剤、耕起などの作業、薬害等の変化については適宜調査し記録する。

C 薬害・汚れ・作業性等の評価

イチゴの萎黄病など試験実施時に病害虫の発生が極めて少ないことが、あらかじめ想定される病害虫や、地域特産農作物などにおいては、病害虫の防除効果よりも薬害、汚れ、処理に要する労力などの作業性を評価することが重要な場合がある。

薬害、汚れ等については下記の基準に従い調査を行うとともに、併用する他の薬剤やかん水量などの薬害に影響する作業内容についても調査し記録する。作業性等については、評価に必要な事項について適宜調査し、適切な評価ができるよう努める。

薬害（汚れ）

- －：薬害（汚れ）なし
- ±：薬害（汚れ）があるが、実用上問題ない
- ＋：薬害（汚れ）があり、実用上問題となる